

厚生委員会情報連絡

令和7年12月10日

情報連絡事項	頁
1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」及び「地域猫活動イベント」の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 令和6年度特定健診・後期高齢者医療健診受診率等について・・・・・・・・	4
3 「子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業」の対象者拡大について・・・・	6

(衛 生 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件　名	内　容	日時及び場所	P R の方法
1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」及び「地域猫活動イベント」の開催について 所管課 【生活衛生課】	<p>NPO 法人と足立区との共催により、保護猫の譲渡会及び地域猫活動イベントを開催する。</p> <p>1 「第9回あだち保護猫たちの譲渡会」の開催</p> <p>足立区内で保護等された保護猫に係る猫の譲渡会を開催する。また、NPO 法人の活動に関するパネル展示等を合わせて開催する。</p> <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 議会棟エントランスで保護猫の譲渡会を実施。 イ アトリウムで適正飼育指導や TNR 活動の PR 等も実施。 ウ 今年度 3 回目の実施。 <p>(2) 主催・共催</p> <p>足立区、NPO 法人 3 団体（あだち動物共生ネットワーク、けだ・まも、Human Animal Pairs（ヒューマン アニマル ペアーズ））</p> <p>【参考】これまでの実施結果</p> <p>(1) 令和 7 年 6 月 1 日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入場者数：342 名 イ 譲渡先内定：39 匹中 27 匹 (69.2%) ウ 譲渡先決定：39 匹中 22 匹 (56.4%) <p>(2) 令和 7 年 9 月 28 日（日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入場者数：292 名 イ 譲渡先内定：39 匹中 27 匹 (69.2%) ウ 譲渡先決定：39 匹中 19 匹 (48.7%) 	令和 8 年 1 月 25 日（日） 1 正午～午後 3 時 2 午前 10 時 ～午後 4 時 中央本町一丁目 17 番 1 号（本 庁舎 1 階議会棟 エントランス、 アトリウム）	あだち広 報 1 月 1 日 号、区ホー ムページ、 SNS 等で情 報発信

件　名	内　容	日時及び場所	P R の方法
	<p>2 地域猫活動イベント（仮）「『さくら耳』ってなんだろう？」の開催</p> <p>区内でも長年トラブルとなつてゐる飼い主のいない猫問題の解決に向け、動物愛護に関心のある方だけでなく、関心のない方にも地域猫活動の有用性を理解していただくため、地域猫活動を広く周知啓発するイベントをアトリウムで開催する。</p> <p>(1) 実施目的</p> <p>ア 地域猫活動を広く区民に周知することで動物愛護意識の高揚を図る。</p> <p>イ 適正飼養の普及により、区に多く寄せられる餌やりや糞尿など、飼い主のいない猫による問題の解決を目指す。</p> <p>ウ 生活環境への被害、迷惑等の減少を図り、地域環境を向上させていく。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 区の地域猫活動に関するパネル展示やチラシ配布などによる周知啓発</p> <p>イ 地域猫活動団体（共催の3NPO法人）による活動紹介</p> <p>(3) 主催・共催</p> <p>足立区、NPO法人3団体（あだち動物共生ネットワーク、けだ・まも、Human Animal Pairs（ヒューマン アニマル ペアーズ））</p>		

厚生委員会情報連絡

令和7年12月10日

件名	令和6年度足立区特定健診・後期高齢者医療健診受診率等について																		
所管部課名	衛生部データヘルス推進課 区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課																		
内容	<p>足立区特定健診・後期高齢者医療健診の令和6年度受診率及び特定保健指導終了率の法定報告値が確定したので報告する。</p> <p>1 足立区特定健診受診率</p> <p>令和6年度の足立区特定健診受診率は40.5%で令和5年度を0.2ポイント下回った。受診率は令和3年度以降微減傾向で推移している。</p> <p>受診率低迷の要因として、令和2年の年金制度改革により、これまで国民健康保険の対象だった方が社会保険へ移行し、健診受診傾向の高い対象者が減少したことが考えられる。</p> <p>2 足立区特定保健指導※終了率</p> <p>足立区の令和6年度特定保健指導終了率は10.2%で令和5年度を4.1ポイント上回った。</p> <p>特定保健指導終了率が増加した要因として、令和4年度までは年度内に保健指導を開始できる方に対象を限定していたため、12月・1月に健診を受診した方は利用することが難しかったが、令和5年度から翌年度でも利用できるように改善した結果、利用率が増加したことが考えられる。</p> <p>※ 特定健診の結果、腹囲やHbA1c、血圧等の項目で基準を超えた方を対象に保健師や管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートを実施する制度。</p> <p>足立区特定健診受診率、特定保健指導終了率の年次推移</p> <p>The chart displays two data series: 'Specific Health Examination Participation Rate' (red line with circles) and 'Specific Health Guidance Completion Rate' (blue line with triangles). The Y-axis represents the percentage rate, ranging from 0.0% to 40.0%. The X-axis shows the years from the 2nd year to the 6th year. The participation rate starts at 39.1% in the 2nd year and remains relatively stable around 40.0% through the 6th year. The completion rate starts at 5.3% in the 2nd year, dips slightly, and then rises sharply to 10.2% in the 6th year.</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>特定健診受診率 (%)</th><th>特定保健指導終了率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2年度</td><td>39.1%</td><td>5.3%</td></tr><tr><td>3年度</td><td>41.3%</td><td>5.9%</td></tr><tr><td>4年度</td><td>41.0%</td><td>6.2%</td></tr><tr><td>5年度</td><td>40.7%</td><td>6.1%</td></tr><tr><td>6年度</td><td>40.5%</td><td>10.2%</td></tr></tbody></table>	年度	特定健診受診率 (%)	特定保健指導終了率 (%)	2年度	39.1%	5.3%	3年度	41.3%	5.9%	4年度	41.0%	6.2%	5年度	40.7%	6.1%	6年度	40.5%	10.2%
年度	特定健診受診率 (%)	特定保健指導終了率 (%)																	
2年度	39.1%	5.3%																	
3年度	41.3%	5.9%																	
4年度	41.0%	6.2%																	
5年度	40.7%	6.1%																	
6年度	40.5%	10.2%																	

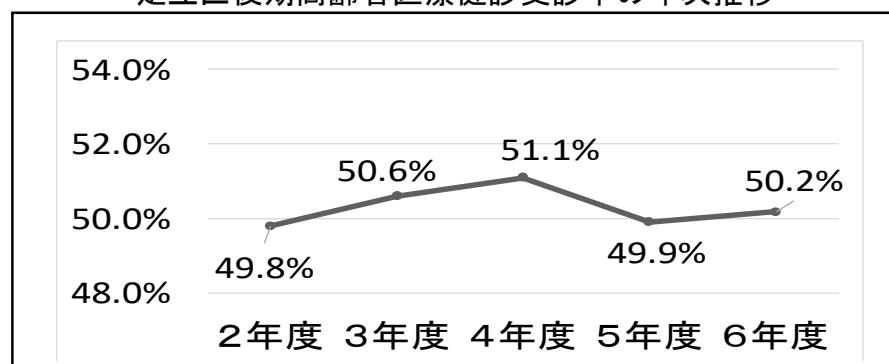
令和6年度 特定健診対象者数	76,310人
令和6年度 特定健診受診者数	30,908人
令和6年度 特定健診受診率	40.5%

令和6年度 特定保健指導対象者数	3,436人
令和6年度 特定保健指導終了者数	352人
令和6年度 特定保健指導終了率	10.2%

3 足立区後期高齢者医療健診受診率

令和6年度の足立区後期高齢者医療健診受診率は50.2%で令和5年度を0.3ポイント上回った。受診率は令和2年度以降横ばいで推移している。

足立区後期高齢者医療健診受診率の年次推移



令和6年度 後期高齢者医療健診対象者数	88,345人
令和6年度 後期高齢者医療健診受診者数	44,340人
令和6年度 後期高齢者医療健診受診率	50.2%

4 今後の方針

個人事業主の特定健診受診率向上を図るために、令和7年10月14日から12月4日の期間、青色申告会会員を対象とした特定健診受診に関するアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果を踏まえ、必要な健康診断受診率向上策について医師会と協議しながら早期の実施を検討する。

厚生委員会情報連絡

令和7年12月10日

件名	「子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業」の対象者拡大について						
所管部課名	衛生部 こころとからだの健康づくり課						
	区が禁煙治療費を助成（上限2万円 ※1人1回まで）する本事業について、禁煙治療用飲み薬が令和7年10月30日に販売再開されたため、 12月1日付で対象者を拡大 したことを報告する。						
内容	<p>1 対象者拡大の目的・内容</p> <p>【目的】</p> <p>これまで以上に子どもの受動喫煙を防止するため、自ら卒煙を望む人をより広く支援していく。</p> <table border="1"><thead><tr><th>改正前の条件</th><th>→</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>妊婦もしくはそのパートナーまたは18歳未満の子どもと同居</td><td></td><td>左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に</td></tr></tbody></table> <p>※ 「足立区に住民登録がある」「満20歳以上である」「過去に本支援事業による助成を受けたことがない」という条件は変更なし ※ たばこ組合（新東京たばこ商業協同組合足立荒川支部）にはご説明し、ご理解を得た</p> <p>2 対象者拡大開始時期 令和7年12月1日</p> <p>3 治療の有効期間の設定（改正前なし→有効1年） 標準治療期間が3か月であることから、今回の対象者拡大にあわせて、有効期間を1年に設定することで、早期の受診を促し受診率向上につなげる。</p> <p>4 周知等</p> <p>(1) 対象者への個別通知 過去に本事業に登録し待機中だった方には、禁煙治療用飲み薬が販売再開した旨を通知済み。</p> <p>(2) 区民への周知 区内禁煙治療医療機関をはじめ、区広報（令和8年1月1日号）、ホームページ、チラシ、SNS等により周知。</p>	改正前の条件	→	改正後	妊婦もしくはそのパートナーまたは18歳未満の子どもと同居		左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に
改正前の条件	→	改正後					
妊婦もしくはそのパートナーまたは18歳未満の子どもと同居		左記条件を外し、自ら卒煙を望む人であれば誰でも対象に					